

令和5年10月1日～令和6年9月30日の間に
介護支援専門員証の有効期間満了日を迎える皆様へ

介護支援専門員更新研修について

介護支援専門員とは介護支援専門員証の交付を受けている方をいいます。

介護支援専門員証の有効期間満了日が過ぎると、**介護支援専門員として業務に従事することはできません。**(介護支援専門員であることをもって従事する居宅介護支援事業所の管理者や生活相談員、認定調査員等の業務もできません。)

また、研修を受講しても新しい介護支援専門員証の交付を受けずに介護支援専門員として業務を行った場合は、登録の消除となる場合があります。

介護支援専門員証の有効期間は5年です。

交付された介護支援専門員証に有効期間満了日が記載されます。

介護支援専門員証の更新のためには、更新研修を修了しなければなりません。

有効期間満了日の1年前から有効期間満了日までの間に研修修了日がある更新研修を受講する必要があります。

有効期間を更新するためには一定の研修を修了した上で、更新申請を行う必要があります。介護支援専門員としての実務経験の有無によって、受講する研修が異なります。有効期間満了日以降も介護支援専門員の実務に従事される方は必ず更新研修を受講してください。

<有効期間満了日後、介護支援専門員の資格に基づいて従事する予定のない方>

更新せずに有効期間を過ぎると介護支援専門員証は失効しますが、介護支援専門員の登録はされたままです。有効期間が過ぎた後であっても、実務に就こうとする前に再研修(54時間以上)を受講すれば、介護支援専門員証の交付を受けて、従事することが可能です。なお、失効した介護支援専門員証は県に返納しなければなりません。

受講すべき研修は？

① 介護支援専門員として現在実務に従事している方で初回更新の場合

- 介護支援専門員更新研修(実務経験者) 又は

介護支援専門員専門研修Ⅰ(研修時間 56 時間以上)及び介護支援専門員専門研修Ⅱ(研修時間 32 時間以上)を受講してください。

※ 専門研修Ⅰのみを修了しただけでは、更新できません。専門研修Ⅱを受講できない場合は、更新研修において未履修部分の課程(32時間)を受講して下さい。

② 介護支援専門員証の更新が2回目以降の場合

更新研修(実務経験者)【2回目以降更新者】を受講してください。

※介護支援専門員証の有効期間内に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合、当該更新研修をもって介護支援専門員証の更新申請を行うことが可能です。

③ 介護支援専門員の実務に従事した経験が全くない方

- 介護支援専門員更新研修(実務未経験者) (54 時間以上) を受講してください。

注意

**研修の日程等に関して個別通知は行いませんので、
研修の受講を希望する場合は、長野県社会福祉協議会へお問合せ下さい。**

(注)有効期間満了日の1年前から有効期間満了日までの間に研修修了日がある研修を修了してください。

長野県内の介護支援専門員の研修に関するお問合せ・申込先

長野県社会福祉協議会

〒380-0928 長野市若里7-1-7

電話:026-226-2000 FAX:026-227-0137

ホームページ:<http://nsyakyo.or.jp/>